

認定申請書

平成●●年●●月●●日

国土交通省 ■■地方整備局長 殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

下記の特殊の装置について、駐車場法施行令第15条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

1 装置の分類

(注) 細部方式のある場合はその方式を付記すること

(例) 二段・多段方式 (昇降・横行式)

2 装置の名称

(注) 装置の商品名を記載すること

3 装置の構造及び設備並びに操作方法の概要

(注) なるべく詳細かつ明確に記載すること

4 装置の主要構造部の図面 (縮尺1/100以上)

別添のとおり

(注) 申請内容を確認するために必要な図面を添付すること

5 装置の対象自動車諸元及び主要寸法並びに最大収容台数

(例)

対象自動車	分 類 (注1)	小型自動車	普通自動車
	最大車体寸法 (mm)	長さ 幅 高さ ○○ ×○○×○○	長さ 幅 高さ ○○ ×○○×○○
	最大質量 (kg) (注2)	○, ○○○	○, ○○○
装 置 分 類 記 号	□□型	□□型	□□型
部分名称	大きさ (mm)	間口×奥行×高さ	間口×奥行×高さ
駐 車 室		○○ ×○○×○○	○○ ×○○×○○
乗 降 室		○○ ×○○×○○	○○ ×○○×○○
装置の全体 (最大収容台数○○台)		○○ ×○○×○○	○○ ×○○×○○

(注1) 自動車分類を更に細分化する必要がある場合は、適宜、上表に行を追加して記載すること。

(注2) 最大質量は、最大重量としても可とする。

6 装置を駐車のために供する部分の面積500平方メートル以上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場合において、当該装置を用いることに関する駐車場法施行令の規定について特例とする事項

(1) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係

(例)

駐車室の高さは、1.6m以上とします。

ただし、自動二輪車の駐車室の高さは、(ア) m以上とします。

(ア)： 収容可能な自動二輪車の高さ+0.05

乗降室の高さは、(イ) m以上とします。

(イ)： 自動二輪車を人が運転して入るものについては2.1

それ以外のものについては1.8

(2) 令第10条（避難階段）関係

(例)

本条の規定による避難階段は、構造上、自動車の運転者が装置内にとどまらず自動車のみを格納するため、設置しないものとします。

(3) 令第12条（換気装置）関係

(例)

本条の規定による換気装置は、本装置内に収容した自動車がエンジンを停止した状態で全て装置の機械力により移動され、放出される排気ガス等が非常に少ないため、設置しないものとします。

ただし、前面空地として設ける車路が建築物である場合は、当該部分においては、本条の規定により換気装置を設置するものとします。

(4) 令第13条（照明装置）関係

(例)

乗降室については、その床面の照度を2ルクス以上に保つものとします。

(5) その他の事項

(例)

駐車場法の規定によるものとします。

7 安全機能の認証

認証機関名：□□□□□□□□□□□□

認証日：平成●●年●●月●●日

認証番号：第●●号

有効期限：平成●●年●●月●●日

8 その他参考となる事項

(例) 既認定装置の安全機能の認定追加

(既認定番号：●●●● 認定日：平成●●年●●月●●日)

既認定装置の更新申請

(既認定番号：●●●● 認定日：平成●●年●●月●●日)

既認定装置の自動二輪車併用への改造

(既認定番号：●●●● 認定日：平成●●年●●月●●日)

など

認定申請書

平成●●年●●月●●日

国土交通省 ■■地方整備局長 殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

下記の特種の装置について、駐車場法施行令第15条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

1 装置の分類

- (注1) 認定基準の分類のいずれに該当するか記入すること
- (注2) 上記の外、細部方式のある場合はその方式を付記すること
- (例) エレベーター方式(下部乗入式)

2 装置の名称

- (注) 装置の商品名を記載すること

3 装置の構造及び設備並びに操作方法の概要

- (注) なるべく詳細かつ明確に記載すること

4 装置の主要構造部の図面(縮尺1/100以上)

別添のとおり

- (注) 申請内容を確認するために必要な図面を添付すること

5 装置の対象自動車諸元及び主要寸法並びに最大収容台数

(例)

対象自動車	分 類 (注1)	小型自動車	普通自動車
	最大車体寸法 (mm)	長さ 幅 高さ ○○ ×○○×○○	長さ 幅 高さ ○○ ×○○×○○
	最大質量 (kg) (注2)	○, ○○○	○, ○○○
装 置 分 類 記 号		□□型	□□型
部分名称	大きさ (mm)	間口×奥行×高さ	間口×奥行×高さ
駐 車 室		○○ ×○○×○○	○○ ×○○×○○
乗 降 室		○○ ×○○×○○	○○ ×○○×○○
装置の全体(最大収容台数○○台)		○○ ×○○×○○	○○ ×○○×○○

(注1) 自動車分類を更に細分化する必要がある場合は、適宜、上表に行を追加して記載すること。

(注2) 最大質量は、最大重量としても可とする。

6 装置を駐車のために供する部分の面積500平方メートル以上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場合において、当該装置を用いることに関する駐車場法施行令の規定について特例とする事項

(1) 令第8条（車路）関係

(例)

装置と道路との間に、収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることのできる空地を設けることとします。ただし、出口と入口とが分離され、自動車を通り抜けることのできる構造のものについては、入口側にのみ収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることとします。(注)*

また、前面空地として設ける車路が建築物であり、かつ傾斜部ではない場合において、そのはり下の高さは、2.1m以上とすることとします。

(注) 自動二輪車対応型の場合は、*に、「なお、当該空地においてスロープ等を用いて自動二輪車等の装着を行うものについては、上記の「装置と道路との間」を「スロープ等の乗り入れ口と道路との間」と読み替えるものとします。」を記載する。

(2) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係

(例)

駐車室の高さは、1.6m以上とします。

ただし、自動二輪車の駐車室の高さは、(ア)m以上とします。

(ア)： 収容可能な自動二輪車の高さ+0.05

乗降室の高さは、(イ)m以上とします。

(イ)： 自動二輪車を人が運転して入るものについては2.1

それ以外のものについては1.8

(3) 令第10条（避難階段）関係

(例)

本条の規定による避難階段は、構造上、自動車の運転者が装置内にとどまらず自動車のみを格納するため、設置しないものとします。

(4) 令第12条（換気装置）関係

(例)

本条の規定による換気装置は、本装置内に収容した自動車がエンジンを停止した状態で全て装置の機械力により移動され、放出される排気ガス等が非常に少ないため、設置しないものとします。

ただし、前面空地として設ける車路が建築物である場合は、当該部分においては、本条の規定により換気装置を設置するものとします。

(5) 令第13条（照明装置）関係

(例)

乗降室については、その床面の照度を2ルクス以上に保つものとします。

(6) その他の事項

(例)

駐車場法の規定によるものとします。

7 安全機能の認証

認証機関名：□□□□□□□□□□□□

認証日：平成●●年●●月●●日

認証番号：第●●号

有効期限：平成●●年●●月●●日

8 その他参考となる事項

(例) 既認定装置の安全機能の認定追加

(既認定番号：●●●● 認定日：平成●●年●●月●●日)

既認定装置の更新申請

(既認定番号：●●●● 認定日：平成●●年●●月●●日)

既認定装置の自動二輪車併用への改造

(既認定番号：●●●● 認定日：平成●●年●●月●●日)

など

認定申請書

平成●●年●●月●●日

国土交通省 ■■地方整備局長 殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

下記の特殊の装置について、駐車場法施行令第15条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

1 装置の分類

自動車用エレベーター

2 装置の名称

(注) 装置の商品名を記載すること

3 装置の構造及びその操作並びに安全装置の概要

(注) なるべく詳細かつ明確に記載すること

4 装置の主要構造部の図面 (縮尺1/100以上)

別添のとおり

(注) 申請内容を確認するために必要な図面を添付すること

5 装置の対象自動車諸元及び主要寸法

(例)

対象自動車	分 類 (注1)	小型自動車	普通自動車
	最大車体寸法 (mm)	長さ 幅 高さ ○○ ×○○×○○	長さ 幅 高さ ○○ ×○○×○○
	最大質量 (kg) (注2)	○, ○○○	○, ○○○
装 置 分 類 記 号	□□型	□□型	
部分名称	大きさ (mm)	幅 × 奥行	幅 × 奥行
か ぎ 内 法		○○ × ○○	○○ × ○○
昇 降 路 内 法 寸 法		○○ × ○○	○○ × ○○
最 大 昇 降 行 程 (mm)		○○, ○○○	

(注1) 自動車分類を更に細分化する必要がある場合は、適宜、上表に行を追加して記載すること。

(注2) 最大質量は、最大重量としても可とする。

- 6 装置を駐車のために供する部分の面積500平方メートル以上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場合において、当該装置を用いることに関する駐車場法施行令の規定について特例とする事項

(1) 令第8条（車路）関係

(例)

装置と道路との間に、収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けることとします。ただし、出口と入口とが分離され、自動車が通り抜けることのできる構造のものについては、入口側にのみ収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることとします。(注)*

また、前面空地として設ける車路が建築物であり、かつ傾斜部ではない場合において、そのはり下の高さは、2.1m以上とすることとします。

(注) 自動二輪車対応型の場合は、*に、「なお、当該空地においてスロープ等を用いて自動二輪車等の装着を行うものについては、上記の「装置と道路との間」を「スロープ等の乗り入れ口と道路との間」と読み替えるものとします。」を記載する。

幅員については、収容可能な自動車1台の幅に0.5m以上を加えた寸法とするものとします。

高さについては、(ア) m以上とするものとします。

(ア)： 自動二輪車を人が運転して入るものについては2.1
それ以外のものについては1.8

(2) 令第13条（照明装置）関係

(例)

車路に相当する部分については、その床面の照度を10ルクス以上に保つものとします。

- 7 その他参考となる事項

(例)

既認定装置の自動二輪車併用への改造

(既認定番号：●●●●● 認定日：平成●●年●●月●●日)

など